

## 「子ども基本法」が必要なわけ

### ● 子どもの権利条約をきちんと守っていくために

国連・子どもの権利条約は、子どもが幸せな生活を送れるようにするためにそれぞれの国で守るべきことをまとめた、国際的な法律です。世界中の国々の代表が集まる国連（国際連合）で、1989年11月20日に作られました。

子どもの権利条約には、子どもたちが当たり前のこととして持てなければならない「権利」が書かれています。条約を守りますと宣言した国は、そこに書かれている権利を守っていく義務と責任があります。

日本も1994年にこの条約を守ると宣言したので、日本で暮らすすべての子どものために、条約に書かれている権利を守っていかなければなりません。

### ● 子どもの権利条約はほかの法律よりも上！

子どもの権利条約は、日本のなかでは、日本国憲法の次に強い力を持つ法律として扱われます（図を参照）。

憲法に違反する法律の決まりは廃止したり改正したりしなければならないのと同じように、子どもの権利条約に違反する法律の決まりは廃止・改正しなければいけませんし、条約を守っていくために新しい法律などが必要な場合、そのような法律をつくる必要があります。

日本国憲法
子どもの権利条約
さまざまな問題についての法律
<ul style="list-style-type: none"><li>● 家族関係 : 民法、etc.</li><li>● 学校・教育 : 教育基本法、学校教育法、いじめ防止対策推進法、教育機会確保法、etc.</li><li>● 福祉・健康 : 児童福祉法、児童虐待防止法、母子保健法、成育基本法、etc.</li><li>● 子どもの保護 : 児童買春・児童ポルノ禁止法、児童虐待防止法、etc.</li><li>● 非行・犯罪 : 少年法、刑法、etc.</li><li>● その他 : 少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策推進法、etc.</li></ul>

### ● 「子どもの権利」に関するまとまった法律がない日本

子どもの権利条約には、「子どもには〇〇の権利がある」とは書かれていても、その権利をどのように守っていくべきかについて、詳しく具体的に書かれているわけではありません。条約は、世界のすべての国で通用するようにつくられたものなので、細かいことはそれぞれの国で決めて実行することになっています。

そのためにも、必要な場合には法律を改正したり新しい法律をつくったりしなければならないのですが、日本がこの条約を守ると宣言したとき、条約に書かれている権利を守るためにはすでにある法律で十分だということで、新しい法律をつくったりすることはありませんでした。

確かに、前ページの図に書いてあるように、子どもについてはいろいろな法律がつくられています。けれども、その多くは条約を守ると宣言する前からあったもので、「子どもの権利」について、はっきりと書かれているわけではありません。最近、子どもの権利条約の精神などを踏まえながら政策を進めていくと宣言する法律もいくつかできていますが、まだまだ少数です。

また、それぞれの法律を担当する役所もばらばらです（教育については文部科学省、福祉については厚生労働省、etc.）。

そのため、子どもに関するすべての問題について、どんなときでも「子どもの権利」の視点から考えて行動していく姿勢が、日本ではまだまだしっかり根づいていないのが現状です。

## ● 国連・子どもの権利委員会も子どもの権利に関する総合的な法律をつくるよう 求めている

さまざまな国で子どもの権利条約がきちんと守られているかどうかチェックするために、国連に「子どもの権利委員会」がつけられています。各国から定期的に出される報告書を審査し、“この問題についてはこのような対応をとったほうがよい”などと指摘するのが主な仕事です。委員には、子どもの権利の専門家として国際的に認められた人たちが選ばれています。

日本は、これまでに4回、国連・子どもの権利委員会の審査を受けてきました。第3回（2010年）・第4回（2019年）の審査では、子どもの権利に関する総合的な法律をつくるよう、「強く」求められています。子どもの権利に関する国際的な専門家の集まりである委員会も、日本で子どもの権利条約をきちんと守っていくためには、このような総合的な法律が必要だと考えているのです。

最近では、たとえば台湾（2014年11月）、イギリスのスコットランド（2021年3月）\*などで、子どもの権利条約をきちんと実行に移していくための法律がつくられています。

\* イギリスは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドという4つの地域に分かれており、それぞれの地域で独自の法律をつくるできるようになっています。

## ● いまこそ子どもの権利に関する総合的な法律（子ども基本法）を

私たちは、子どもの権利条約に書かれた子どもの権利をきちんと守っていくためには、やはり子どもの権利に関する総合的な法律（子ども基本法）が必要だと考えています。イメージとしては、次のような図になります。

日本国憲法
子どもの権利条約
<b>子どもの権利に関する総合的な法律（子ども基本法）</b>
さまざまな問題についての法律 (略)

日本で暮らすすべての子どもの権利を守っていくために、どんな法律をつくり、どんなしくみをつくったらよいか、いっしょに考えてもらえればと思います。